

○桜井宇陀広域連合議会会議規則

平成9年3月31日
議会規則第1号

改正 令和3年11月9日議会規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3章 議事日程（第20条—第24条）
- 第4章 選挙（第25条—第33条）
- 第5章 議事（第34条—第46条）
- 第6章 秘密会（第47条・第48条）
- 第7章 発言（第49条—第65条）
- 第8章 委員会（第66条—第75条）
- 第9章 表決（第76条—第86条）
- 第10章 請願（第87条—第93条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第94条—第97条）
- 第12章 規律（第98条—第104条）
- 第13章 懲罰（第105条—第110条）
- 第14章 会議録（第111条—第115条）
- 第15章 補則（第116条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前までに議場に参集し、その旨議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（宿所又は事務所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は事務所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、桜井宇陀広域連合規約（平成9年3月4日奈良県指令地第1161号）

第8条の規定により選任された最初の会議において、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更することができる。

3 議席には、番号標をつける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長が延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くにいたるおそれがあると認められるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の宿所（別に宿所又は連絡所の届出をしたものについては、当該届出の宿所又は連絡所

とする。)に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がいなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、他に2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順位)

第18条 他に事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員の3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかり決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程をあらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日程のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討議を用いなくて会議にはかって延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして、投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決める。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑、討論及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論に付し、その終結の後表決に付し、又は議会の議決で特別委員会（以下「委員会」という。）に付託する。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見を報告する。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査制限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限をつけることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限内に審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(再付託)

第45条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 秘密会

(指定者以外の退場)

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退場させなければならない。

2 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第48条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性が継続する限り、他に洩らしてはならない。

第7章 発言

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、所定の場所でしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときはその通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告をした者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と叫び、自己の議席番号を告げ議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決

が終わるまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議題につき、同一議題について3回を超えることができない。

ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5分の1以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制限しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議について議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。

(一般質問)

第61条 議員は、広域連合の一般事務について議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第62条 質問が急を要するときその他真にやむを得ないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条(質問の回数)及び第59条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 広域連合長その他関係機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8章 委員会

(議長への通知)

第66条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会禁止)

第67条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第68条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りではない。

(委員外議員の発言)

第69条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときはその許否を決める。

(委員の議案修正)

第70条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第71条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員の派遣)

第72条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第73条 委員会は、閉会中もなお審査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第74条 委員は、委員会において少数で破棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保したものが、その意見を議場に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第75条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第9章 表決

(表決問題の宣告)

第76条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第77条 表決宣告の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第78条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第79条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5分の1以上から異議があるときは議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第80条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員5分の1以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に、前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第81条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は、所定の白票を、問題を否とする者は、所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第82条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対を所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第83条 記名投票及び無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票用紙の効力）、第32条第1項（投票結果の報告）及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

(表決の訂正)

第84条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第85条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第86条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5分の1以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて可決されたときは、原案について表決をとる。

第10章 請願

(請願書の記載事項)

第87条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の請願をする議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

5 請願者が、請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第88条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理番号を記載する。

3 請願者数人のものは、請願者某ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほか、その件数を記載する。

(請願の採択の可否及び委員会付託)

第89条 議長は、請願文書表の配布とともに、会議において請願の採択の可否を表決し、又は特に必要があると認める請願は、議会の議決で委員会に付託することができる。

(紹介議員の委員会出席)

第90条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第91条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付けて議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択すべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、広域連合長その他関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)

第92条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第93条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第94条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第95条 職員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第96条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(決定書の交付)

第97条 議会が議員の被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第12章 規律

(品位の尊重)

第98条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第99条 議場に入るものは、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。

(議事妨害の禁止)

第100条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第101条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第102条 何人も議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第103条 何人も会議中は参考のためにするもののほかは、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第104条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは討論を用いないで会議にはかって決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第105条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第106条 懲罰審査については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑、討論及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第107条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第108条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第109条 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第110条 議会在懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 会議録

(会議録の記載事項)

第111条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票による賛否の氏名
- (15) その他議員又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法又はその他の方法により記録する。

(会議録の配布)

第112条 会議録は、印刷して議員及び関係者に配布する。

(会議録に記載しない事項)

第113条 前条の会議録には秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第114条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第115条 会議録の保存年限は、永久保存とする。

第15章 補則

(会議規則の疑義に関する措置)

第116条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年11月9日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。